

本学は「学校推薦型選抜試験」実施について、受験希望者の個人情報保護と全ての受験生に対して公平・公正で平穏な受験環境を確保する必要があると考えております。

また、令和3年10月4日付の文書(私科第2810号)により、設立団体の長である山梨県知事からの強い要請がありました。そこで、2022年度「学校推薦型選抜試験」において、特例として以下の対応をいたしました。

山梨県内に居住しており、山梨県内の高等学校に在籍し、やむを得ない事情で山梨県内に住民票を有しない生徒について、以下の書類全てが不備がなく提出されることで「住民票」に代わるものとして取り扱います。

なお、対象者は高等学校の推薦人員の枠外とします。

1. 受験予定者本人の住民票(山梨県以外)
2. 住民票を移動できない理由書(書式は任意)
3. 山梨県内に居住していることが確認できる書類(在籍している高等学校長による山梨県内居住の実態を確認する書類でも可)(書式は任意)
4. 山梨県又は居住市町村への納税を証明する書類の写し

私科第2810号

令和3年10月4日

公立大学法人山梨県立大学

理事長 早川 正幸 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



山梨県立大学の学校推薦型選抜入試における出願資格要件
について（依頼）

貴法人におかれましては、平素より本県における高等教育の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

このことについては、令和3年9月27日付け私科第2681号で、多様な背景を持った受験生への修学機会の確保の観点から、出願資格要件の見直しの検討をお願いしたところですが、特に山梨県内に住民票上の住所を求める要件については、住民票上の住所とは異なる地域での生活を余儀なくされている東日本大震災の被災者をはじめ、出願に際して特段の配慮が必要となるケースが想定されることから、早急に見直しを行う必要があるものと考えます。

つきましては、来年度入学予定の生徒が住民票上の住所にかかわらず推薦入試の受験資格が得られるよう、御対応の程よろしくお願いいたします。

県民生活部私学・科学振興課
科学・県立大学担当
電話 055 (223) 1312